

## 矢吹町複合施設管理規則 (令和2年9月30日教委規則第12号)

最終改正:

改正内容: 令和2年9月30日教委規則第12号 [令和2年10月1日]

## ○矢吹町複合施設管理規則

令和2年9月30日教委規則第12号

## 矢吹町複合施設管理規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、矢吹町複合施設条例（令和2年矢吹町条例第26号。以下「条例」という。）第2条に規定する矢吹町複合施設（以下「複合施設」という。）の保全と秩序の維持を図るため、施設及び構内の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設管理責任者)

**第2条** この規則を適正に実施するため施設管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 1 管理責任者は、矢吹町中央公民館長とする。
- 2 管理責任者は、施設及び構内の保全と秩序の維持及び管理にあたるものとする。

(室管理者)

**第3条** 室管理者は、管理責任者を補佐し、各室の附属設備等の保全及び整理のほか、火災及び盗難の予防等にあたるものとし、管理責任者が指定する。

(各室のかぎ)

**第4条** 各室のかぎは、室管理者が保管する。

- 2 各室のかぎは、室管理者の許可を得て使用するものとする。

(附属設備等の安全管理)

**第5条** 各室に備え付けの附属設備等は、各室管理者がその保全及び管理にあたるものとする。

- 2 前項の附属設備等を他の場所に移動して使用するときは、室管理者の許可を得るものとし、使用後は必ず定位置に戻さなければならない。

(附属設備等の破損及び故障等の場合の措置)

**第6条** 室管理者は、附属設備等の破損又は故障があった場合は、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の報告があった場合は、故障の修理等適切な処置を講ずるものとする。

(禁止する行為)

**第7条** 施設及び構内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 室管理者の許可を得ないで備付けの火器、電気設備を使用すること。
- (2) ごみを所定の場所以外に捨てること。
- (3) 指定する場所以外の構内に自動車及び自転車を駐車し、又は放置すること。
- (4) 管理責任者の許可を得ないで物売り、勧誘等の行為をすること。
- (5) 施設及び構内において飲酒すること。ただし、儀式その他、管理責任者が特に認めた場合を除く。
- (6) その他管理責任者が禁止する行為

(立入りの禁止等)

**第8条** 施設及び構内における行為が、管理上支障があると認められる場合は、その者の立入りを禁止し、又は退去させることができる。

(施設及び構内の損傷)

**第9条** 管理責任者の許可を得ないで施設及び構内に設備し、又は損傷する行為をしてはならない。

- 2 自己の不注意により、又は許可を得ないで施設及び構内を損傷した者は、その損害を弁償しなければならない。

(はり紙等の制限)

**第10条** 施設及び構内におけるはり紙等の掲示又はこれらに類する看板等の提出については、見本、ひな形又は図面等を添え、あらかじめ管理責任者の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定に違反して掲示し、又は提出した物件は、撤去する。

(火災等の防備)

**第11条** 管理責任者は、火災その他の事態に対処するため、必要な器具、器材等を備えておかなければならない。

- 2 管理責任者は、施設又は構内に火災その他の事態が発生したときは、直ちにその防備のため適切な措置を講じなければならない。

(夜間、休日等の管理委託)

**第12条** 夜間、休日等に施設を開館するときには、必要に応じ、その管理を職員以外の者に委託することができる。

(委任)

**第13条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。